

年分

## 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたの続柄(印)	扶 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号		配有偶者者の無
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	郵便番号	有

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	老人扶養親族 (第25.1.1以前生)	本年中の所得の見積額	住所以下に記載する事実	異動月日及び事由 (本年中に異動があった場合は記載してください。(以下同じ。))
A 源泉控除対象配偶者 (注1)						
主たる給与から控除を受ける	B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平16.1.1以前生)	1	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円		
			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
		2	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円		
			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
	C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	3	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円		
			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
		4	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円		
			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	□ 障害者	区分 該当者 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	本人 同一生計 配偶者(注2) (人)	扶養親族 (人)	□ 寡婦 特別の寡婦 寡夫 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)異動月日及び事由
<small>(注1)源泉控除対象配偶者とは、所得者(本年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で、本年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。</small>						
<small>(注2)同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で、本年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。</small>						
<small>上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。</small>						

○ 住民税に関する事項

国税厅様式準拠	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所以下に記載する事実	控除を受ける他の所得者	氏名 あなたとの続柄 住所又は居所	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族 (平16.1.2以後生)	1							円
	2							円
	3							円

○ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている  
給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

○ この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
○ この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
○ この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができます。  
※ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。  
※ 「あなたの氏名」欄には、生年月日も記入(プリント)してください。

## 1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、本年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受けた給与だけでは源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、本年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、配偶者(特別)控除の額等を記載した「配偶者控除等申告書」を別途作成し、給与の支払者に提出する必要があります。
- (6) 以下に掲げる親族が非居住者<sup>(注1)</sup>である場合には、その親族に係る「親族関係書類」<sup>(注2)</sup>をこの申告書に添付してください。  
 イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族  
 ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者  
 ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者  
 また、年末調整において、上記のイ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、本年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」<sup>(注3)</sup>を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄又は「左記の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」を添付した上で提出してください(上記のロに該当する配偶者について控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。)。  
 なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国语により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
- 2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。  
 ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し  
 ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)  
 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。  
 ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類  
 ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

## 2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。
- (注) 一定の要件の下、個人番号を記載しなくて良い場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。
- また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- (5) 「本年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には65万円(収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与所得の金額となります。
- なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者(特別)控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (6) 源泉控除対象配偶者は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- (7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、本年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- (8) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。  
 イ 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無)、個人番号(上記2(1)(注)と同じ)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び本年中の所得の見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)  
 また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び本年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載)
- ロ 寡婦又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の本年中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、3の「⑪寡婦」のロに掲げる寡婦、「⑫特別の寡婦」又は「⑬寡夫」に該当する人については、これらのはか本年中の所得の見積額
- ハ 労働学生……学校名と入学年月日及び本年中の所得の種類とその見積額
- (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けてたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- (10) 「住民税に関する事項」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人(平成31年分の申告にご使用の場合は、平成16年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。

なお、その人が控除対象国外扶養親族<sup>(注1)</sup>である場合には、「控除対象国外扶養親族」欄に○印を付けてください。

また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を平成32年3月16日(平成31年分の申告にご使用の場合は、までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。<sup>(注2)</sup>)  
 (注) 1 「控除対象国外扶養親族」とは、国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢16歳未満である人をいいます。  
 2 「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

## 3 扶養親族等の範囲

- |   |  |
|---|--|
| <b>①同一生計配偶者</b>   | 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の所得の見積額が38万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人  |
| <b>②控除対象配偶者</b>   | ①の同一生計配偶者のうち、本年中の所得の見積額が1,000万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,220万円以下)である所得者の配偶者  |
| <b>③源泉控除対象配偶者</b>   | 所得者(本年中の所得の見積額が900万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,120万円以下)の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の所得の見積額が85万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人   |
| <b>④扶養親族</b>  | 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、本年中の所得の見積額が38万円以下の  |
| <b>⑤控除対象扶養親族</b>  | ④の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(平成31年分の申告にご使用の場合は、平成16年1月1日以前に生まれた人)   |
| <b>⑥特定扶養親族</b>  | ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成31年分の申告にご使用の場合は、平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた人)  |
| <b>⑦老人扶養親族</b>  | ⑥の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(平成31年分の申告にご使用の場合は、昭和25年1月1日以前に生まれた人)   |
| <b>⑧同居老親等</b>   | ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人  |
| <b>⑨障害者(特別障害者)</b>  | ⑧の老人扶養親族のうち、所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人<br>イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。<br>ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。  |
| ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。  |  |
| ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。   |  |
| ホ 戰傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。  |  |
| ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。  |  |
| ト 常に就寝を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。   |  |
| チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(平成31年分の申告にご使用の場合は、昭和30年1月1日以前に生まれた人)で、町村長や福祉事務所長などからイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。 |  |
| <b>⑩同居特別障害者</b>   | ⑨の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人  |
| <b>⑪寡婦</b>  | 所得者本人で、次に掲げる人<br>イ 次のいずれかに該当する人で、④の扶養親族又は生計を一にする者(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者、本年中の所得の見積額が38万円を超える者は除きます。)のある人<br>(イ) 夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 夫と離婚した後、婚姻していない人、(ハ) 夫の生死が明らかでない人<br>ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、本年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,888,889円以下)の人<br>(イ) 夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 夫の生死が明らかでない人 |
| <b>⑫特別の寡婦</b>   | ⑪の寡婦のうち、④の扶養親族である子を有し、かつ、本年中の所得の見積額が500万円以下の   |
| <b>⑬寡夫</b>  | 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑪のイの生計を一にする子があり、かつ、本年中の所得の見積額が500万円以下の<br>(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人、(ハ) 妻の生死が明らかでない人  |
| <b>⑭勤労学生</b>  | 所得者本人で、次の全てに該当する人<br>イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。   |
| (注) 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の認定書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の認定書を添付してください。  |  |
| ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます)があること。   |  |
| ハ 本年中の所得の見積額が65万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。   |  |

\*翌年、翌々年等の申告にご使用の場合は、アンダーライン部分を読みかえてご使用ください。